

# 福岡県公報

平成23年8月10日  
第 3 2 9 0 号

## 目次

### 告 示 (第1323号 - 第1339号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村整備課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6

- 自動車専用道路の指定 (道路維持課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) ..... 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 7

## 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 9

## 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 11
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 13
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活安全総務課) ..... 16

## 告 示

### 福岡県告示第1323号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 (第5工区)  
春日市大字上白水字西浦1308番11から1308番14まで、字東浦1310番45、1310番50から1310番52まで、1310番240から1310番249まで、1310番252から1310番254まで、1310番256から1310番261まで、1310番265、1310番267及び1310番273並びに字イケ谷1311番28、1311番63、1311番102から1311番105まで、1311番107、1311番109、1311番110、1312番20及び1312番28
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号  
株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤 貴俊

大阪市中央区伏見町4丁目1番1号  
株式会社イー・ステート 代表取締役 島根 伸治

### 福岡県告示第1324号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上秋月地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成23年8月10日から 平成23年9月7日まで	朝倉市役所

### 福岡県告示第1325号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月21日農林水産省告示第2092号（1及び2に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1326号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月21日農林水産省告示第2096号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに飯塚市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1327号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年2月18日農林水産省告示第190号（5に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1328号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第182号(3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1329号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

南 筑 後	大 牟 田 線 川 副	柳川市大和町永田開177番1先から 柳川市大和町谷垣254番1先まで
-------	----------------	---------------------------------------

**福岡県告示第1330号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ルミエール春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水北三丁目91番1ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・販売品の搬入を市道2級第27号線から行うようになっているが、車道幅員が5～5.8mと狭いので、搬入車両が道路上で待機等ないようにして下さい。
- ・市道2級第27号線の起点終点の県道との交差点は狭いので、大型搬入車両は配慮を行ってください。
- ・都市計画道路那珂川宇美線は現在拡幅事業が実施されています。道路整備後は4車線になり中央分離帯ができるため、当計画地の駐車場への進入は、那珂川方面からの左折のみとなり、宝町方面からの右折はできなくなると思われます。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・隣接するマンション（スプラウト春日）側の屋上室外機No.5～No.15については騒音苦情の原因とならないように対策を検討してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

---

**福岡県告示第1331号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字蓮輪92番4ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**福岡県告示第1332号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルキョウ船津店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市船津町399番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗届出書（平成23年4月28日43号-3）の記載どおり実施されることであれば問題ないとする。

---

**福岡県告示第1333号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ルミエール春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水北三丁目91番1ほか

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項及び(2) 歩行者の通行の利便の確保等

大型店「ルミエール」及び「ヤマダ電機・ハローデイ」の来店者が利用する出入口は『県道那珂川・宇美線』に面しています。

3店の出店面積は、ルミエール（3,416㎡）ヤマダ電機・ハローデイ（5,337㎡）と併せて合計8,753㎡となります。

出店者3店の商圏エリアは春日市全域にとどまらず福岡市南部、那珂川町、大野

城市、太宰府市方面から車を利用しての来店客と予測されます。

ルミエールとヤマダ電機・ハローデイは23年9月から12月に開店を予定しています。

ルミエールの説明では、去る2月の西部日本エンタープライズ株式会社と同じく、交通量調査の評価は自社店舗の出店による影響だけを計算しています。

地域住民は3店による住環境の変化を懸念しており、この点は基本的に異なります。

ちなみに2社（3店）による同一交差点の調査地点が2箇所あります。単純な加算は出来ないにしても交差点飽和度の数値が変わることは間違いありません。

来店車の車による騒音・砂塵・排気ガス・臭気等の発生も同様です。特にルミエールは市道を挟んで隣接の戸建住宅、東側マンション（スプラウト春日）があり、周辺住民の不安は数値以上に大きいものがあります。

『県道那珂川・宇美線』は春日市の東西を走る幹線道路のひとつであり、大型2社（3店）の来店客が集中しての渋滞が発生、或いは多くの車が迂回路として、下白水南・北地区の生活道路に流入してくることが懸念されます。周辺地域住民は生活環境の悪化を大変心配しています。

例えば、荷捌き搬出入車については道路が狭隘なため、自転車や歩行者には十分注意し事故発生を未然に防止する。生活道路への流入を防ぐ。子ども達の通学路を確保する。地域住民の生活と安全を守る。これらの課題は県と市の行政・出店者・地域が連携して取組むべきではないでしょうか。例えば、3店を利用する人の歩道と歩行者信号機や歩道橋の設置等、関係諸機関の一步踏み込んだ総合的調整によって解決を計ることもありましょう。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

特になし

(4) 防災・防犯対策への協力

当地域においては、青少年の健全育成・非行化防止のため、定期的に地域住民やPTA・学校による夜間パトロール、或いは少年相談員、児童民生委員による見回り巡回・指導等を行っています。これらの活動による安定した現在の環境を維持するために、ルミエール側の協力を得て非行事案の発生が抑えられるような保安・警

備体制を要望いたしたい。

(5) 騒音の発生に係る事項

駐車場内、特に屋上駐車にいたるスロープ或いは屋上駐車場における車のエンジン音、空ふかしやバック音については防音壁対策を講じる。

搬出入車両は朝の早い時間からの作業となるので、その騒音対策指導を徹底してほしい。

(6) 廃棄物に係る事項等

特になし

(7) 街並みづくり等への配慮等

さる3月、樹木・生垣等の植栽による良好な環境と景観の創出を要望している。まだ、結論を得ていないが、地形的に吹き抜ける風による砂塵や車の排気ガス等についても効果があります。

緑の住環境都市の創造を目指す春日市及び地域にとって、樹木の一本もない無機質な大規模商業空間の出現は望ましくありません。

店舗敷地内のゴミの飛散、土砂の流出を防止するために常時清掃活動を行う敷地周辺の水路に汚濁水や油等を流失させないように常に施設等の点検を行う。

雨水は一挙に排水させることなく貯水槽を設け自然放流させる。

西側境界面の歩行者通路は、敷地面より低くなっています。擁壁・排水の対策が必要です。

車の駐車出入口の変更、営業時間の変更他住環境に影響を与える改修変更は事前協議を行う。

(8) その他

出店者として地域住民と将来にわたる円滑な連携・協力関係が築かれるよう地元自治会に参加のうえ、地域との共存・交流を深めてほしい。

福岡県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	一般国道	442号	前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先 まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先 まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先 まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先 まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2

#### 福岡県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442号	筑後市大字長浜1721番1先から 八女市室岡318番1先まで

#### 福岡県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	指定する道路の部分	指定する期日
八 女	一般国道442号	筑後市大字長浜1736番先から 八女市室岡334番3先まで	平成23年8月10日

#### 福岡県告示第1337号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市八島字イナギ250番3及び250番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市東区箱崎3丁目26番1号  
山下 和也

#### 福岡県告示第1338号

芦屋台地土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 退任理事

氏名	住所
安高 吉明	遠賀郡芦屋町大字芦屋1150番地の2
入江 隆広	〃 岡垣町大字糠塚952番地の1
井口 充	〃 遠賀町大字鬼津2063番地
大場 正己	〃 芦屋町大字芦屋1175番地
木原 國弘	〃 〃 〃 1160番地の2
石松 種實	〃 岡垣町大字糠塚612番地

## 2 退任監事

氏名	住所
中西 孝一	遠賀郡遠賀町大字尾崎352番地
安高 勝	〃 芦屋町大字芦屋943番地

## 3 就任理事

氏名	住所
大場 正己	遠賀郡芦屋町大字芦屋1175番地
増田 貴英	〃 遠賀町大字尾崎1033番地の1
野田 和彦	〃 岡垣町大字糠塚1343番地
木原 豊	〃 芦屋町大字芦屋1169番地
本田 新	〃 〃 〃 1218番地
石松 房江	〃 岡垣町大字糠塚422番地

## 4 就任監事

氏名	住所
安高 勝	遠賀郡芦屋町大字芦屋943番地
三原 昭生	〃 遠賀町大字鬼津3627番地

## 福岡県告示第1339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宮田線 遠賀線	遠賀郡遠賀町木守2151番1先から 遠賀郡遠賀町木守1177番2先まで

## 公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

X線マイクロアナライザー賃貸借

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者  
（ア）契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
（イ）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先



- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
 イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年8月30日(火)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

X線マイクロアナライザー賃貸借

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成24年2月1日から平成31年1月31日までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部刑事部科学捜査研究所が指定する場所

## 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

## (2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

## 4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成23年9月20日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成23年8月10日（水）から平成23年9月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限  
平成23年9月20（火）午後5時45分
- (2) 提出場所  
5の部局とする。
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

- (1) 日時  
平成23年9月21日（水）午前10時00分
- (2) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Articles and Quantity  
Lease contract for X-ray Micro Analyzer
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on September 20, 2011
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
Address : 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku  
Fukuoka City 812-8576 Japan  
Telephone : 092-641-4141 (Ext.2244)

**公安委員会**

## 福岡県公安委員会告示第209号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年8月10日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

## 2 講習の期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年9月21日（水）から同年9月29日（木）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年9月28日（水）から同年9月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 前記各表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

### 3 受講定員

#### (1) 新規取得講習

36名

#### (2) 追加取得講習

15名

### 4 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次に該当する者とする。

最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

#### (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)に該当する者

### 5 受講申込手続等

#### (1) 受付期間

平成23年8月31日（水）から同年9月2日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

#### (3) 必要書類

##### ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

##### イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

#### (4) 講習受講手数料

##### ア 新規取得講習

34,000円

##### イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しな

かった場合においても返還しない。

## 6 申込方法等

(1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

(2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

(3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に受講申込手続を行わなかった者の事前申込み及び受付番号は、無効とする。

(4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規及び追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習の中で実技訓練（救急法、護身術等）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙は、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入する等して用意しておくこと。

## 福岡県公安委員会告示第210号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年8月10日

福岡県公安委員会

### 1 検定の種別

- (1) 交通誘導警備業務1級
- (2) 交通誘導警備業務2級

### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年11月14日（月）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
-----	------	------

平成23年11月10日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成23年11月11日（金）		

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

#### (1) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 交通誘導警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 交通誘導警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 交通誘導警備業務2級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 受付期間

##### ア 交通誘導警備業務1級

平成23年10月13日（木）から同年10月17日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

##### イ 交通誘導警備業務2級

平成23年10月12日（水）から同年10月14日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記各受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

ア 交通誘導警備業務1級 14,000円

イ 交通誘導警備業務2級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分

までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 交通誘導警備業務1級検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

### 福岡県公安委員会告示第211号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成23年8月10日

福岡県公安委員会

#### 1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

#### 2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成23年11月15日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時15分までの間を受付時間とし、午前9時15分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 審査定員

30名

#### 4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であ

って、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

#### 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 審査申請手続等

##### (1) 受付期間

平成23年10月13日（木）から同年10月17日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。

##### (2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）



(ウ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは受付を終了することとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休

日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。